

総合評価方式（水産基盤整備事業）の技術者の能力における  
「施工環境監理者の配置」の改正について

【令和5年6月より適用】

令和5年5月2日

1 技術者の能力における「施工環境監理者の配置」の改正

技術者の能力における「施工環境監理者の配置」について、事項の補足説明及び提出資料を改正します。

(1) 事項の補足説明及び提出資料

現 行	<p>(4)施工環境監理者の配置</p> <p>ア 施工環境監理者の氏名を様式3の【施工環境監理者の氏名】欄に記載してください。</p> <p>イ 技術者資格証、登録証の写しを提出してください。</p>
--------	---



改 正	<p>(4) 施工環境監理者の配置</p> <p>ア 入札参加者に所属する者で、他工事の現場代理人及び専任の主任（監理）技術者となっていない指定技術者を配置する場合に評価します。</p> <p>イ 施工環境監理者の氏名を様式3の【施工環境監理者の氏名】欄に記載してください。</p> <p>ウ 技術者資格証、登録証の写しを提出してください。</p> <p>エ 入札公告日において、配置する施工環境監理者が入札参加者に3か月以上所属していることが確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、健康保険被保険者証等の写し、又はこれらを保有しない者は雇用証明書（別紙6参照）など）も併せて提出してください。ただし、企業の代表者の場合、提出は不要です。</p>
--------	--

2 適用日

令和5年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

【問合せ先】

三重県農林水産部水産基盤整備課

TEL：059-224-2597